

発議第3号

気温上昇1.5度目標の実現を目指すことを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年9月3日

野田市議会議長 古橋 敏夫 様

提出者 野田市議会議員 星野 幸治

賛成者 野田市議会議員 小室 美枝子

同 長 勝則

気温上昇 1.5 度目標の実現を目指すことを求める意見書（案）

世界気象機関（WMO）は、昨年の世界平均気温が産業革命前と比べ 1.45 度上昇し、観測史上最も気温の高い年だったと発表した。世界的な酷暑や大雨など、これまでの予測以上のスピードで気候崩壊の切迫性が強まり、国連のグテーレス事務総長は、地球沸騰化時代と警鐘を鳴らすなど、気候危機対策は待ったなしの状況へと追い詰められている。

昨年 12 月には、C O P 28 が開催され、産業革命前と比べ世界の平均気温の上昇を 1.5 度に抑えるという 1.5 度目標の確実な実現のために、化石燃料からの脱却の加速、2030 年までに再生可能エネルギー設備容量を 3 倍、省エネ改善率を 2 倍などという国際合意が確認された。

我が国では今年、第 7 次エネルギー基本計画の策定、そして来年の C O P 30 へ向けた 2035 年目標が確定される予定である。日本も責任の大きい先進国として、世界に後れを取らないよう国際合意に足並みをそろえ、1.5 度目標へ向けて確実な実現を目指すべきである。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を強く要望するものである。

記

- 1 次期温室効果ガス排出削減目標（N D C）及び第 7 次エネルギー基本計画の策定においては、若者をはじめとした幅広い世代の国民や企業、団体、さらに脱炭素地域社会を築く上で重要な役割を担う地方自治体の声を十分反映すること
- 2 温室効果ガス排出削減の目標は、世界の 1.5 度目標や C O P 28 合意に整合させ、2035 年までに 60%削減（2019 年比）を上回る目標とし、先進国としての責任を果たすこと
- 3 第 7 次エネルギー基本計画については、C O P 28 の 2030 年までに再生可能エネルギー設備容量 3 倍、省エネ改善率 2 倍という合意を踏まえ、再エネを最優先に進めること
- 4 再エネ拡大のため、再エネ優先接続制度、融通性確保などの仕組みや、電力系統の拡充などの基盤整備をさらに進めること
- 5 学校、保育所、体育館、公民館など公共施設での再エネ発電や断熱化等の再エネ・省エネを推進するため、国として自治体等への支援を拡充すること

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 月 日

野 田 市 議 会 議 長

内閣総理大臣 宛て
環境大臣
経済産業大臣

発議第4号

国における2025年度教育予算拡充に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年9月19日

野田市議会議長 古橋 敏夫 様

提出者 文教福祉委員会委員長 滝本 恵一

国における2025年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を負っている。しかしながら、社会の変化とともに子供たち一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子供の安全確保等の課題が山積している。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

子供たちの健全育成を目指し豊かな教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2025年度に向けての予算の充実を働きかけていただきたい。

- 1 災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること
- 2 少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること
- 5 安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させるとともに、多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障すること
- 6 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- 7 教育DXを加速化し、GIGAスクール構想の着実な推進と、学校現場における校務の効率化や様々な課題に対応できる環境を整えることなど

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

野田市議会議長

内閣総理大臣 宛て
財 務 大 臣
文部科学大臣
総 務 大 臣

発議第 5 号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 6 年 9 月 19 日

野 田 市 議 会 議 長 古 橋 敏 夫 様

提出者 文教福祉委員会委員長 滝本 恵一

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものである。また、教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度である。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていたが、次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減された。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子供たちを取り巻く教育環境にも格差が生じている。

国民に等しく義務教育を保障するという観点から言えば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠であり、この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至である。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものである。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれもあることから、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

野田 市 議 会 議 長

内閣総理大臣 宛て
財 務 大 臣
文部科学大臣
総 務 大 臣